

議案第110号

調布市都市美化の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

鳥類への給餌の禁止について定めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市都市美化の推進に関する条例の一部を改正する条例

調布市都市美化の推進に関する条例（平成9年調布市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び簡易広告物の放置等」を「、簡易広告物の放置等及び鳥類への給餌による被害」に改める。

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 鳥類への給餌　自ら所有せず、かつ、飼育していない鳥類に餌を与える行為をいう。

第3条中「及び簡易広告物の放置等」を「、簡易広告物の放置等及び鳥類への給餌による被害」に改める。

第5条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 鳥類への給餌により、周辺の生活環境への被害を生じさせないこと。

第9条の次に次の1条を加える。

(鳥類への給餌の禁止)

第9条の2　市民は、第7条に規定する公共の場所において、鳥類への給餌を行ってはならない。

2　市長は、前項の規定に違反した者に対し、当該行為の中止を指導することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。